

**令和6年度補正予算
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てんインフラ等導入促進補助金」第1期・第2期**

「申請の手続き」オンライン説明会

一般社団法人 次世代自動車振興センター

目次

1. 補助事業概要（経済産業省）
2. 全体のスケジュール
3. 各事業の詳細
（本年度変更となった部分）
 - 普通基礎充電
 - 公共用充電設備のOCPD要件化
 - 普通目的地充電
 - 急速充電
4. 申請の注意事項
 - 不備について
 - 減額について
 - その他注意ポイントについて
5. 最後に

1. 補助事業概要（経済産業省）

充電インフラ整備に向けた補助事業による取組の進展と方向性（令和6年度補正予算事業）

- 2030年に30万口の充電インフラを整備する目標（うち急速充電器3万口）に向けて、令和6年度の補助事業では、一定の基準に基づき受付案件※を決定する方式の下で、充電器の整備や更新を支援しており、充電器の増加、高出力化が進んでいる。
※ 急速については①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定。基礎、目的地については区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。
- 令和6年度補正予算事業においては、引き続き、この方式を継続しながら、所要の見直しを行う。

	全体	急速充電器	普通充電器	
			基礎（集合住宅等）	目的地（商業施設等）
令和6年度における進展	◆一定の基準に基づき受付案件を決定する方式により、出力当たりの補助金申請額は大幅に低下し、予算を効率的に執行 ◆360億円を措置した結果、30万口の目標に対して、概ね順調に進展	◆更新による高出力化 ◆高速SAPAについては、90kW以上の申請が9割以上	◆既築の集合住宅（賃貸）を中心に整備が進展 ◆新築集合住宅への充電器の整備に関する社内目標設定の動き	◆商業施設・宿泊施設等で整備が進展
主な課題	◆EV販売台数の低下、費用の増加等の環境変化を踏まえた事業の持続性の確保 ◆事業者間の連携による利便性の向上 ◆補助金申請における負担軽減・審査の効率化	◆3万口の実現に向けた口数の増加 ◆充電インフラ指針を踏まえたコンビニやディーラーへの整備を促進	◆合意形成の必要な集合住宅（分譲）の整備を促進	◆EVの普及促進、利便性向上に資する場所への整備を促進
↓				
令和6年度補正予算事業での取組	◆事業計画についてのヒアリングの実施 ◆通信規格の標準化（OCPP対応を要件化） ◆普通（基礎）における簡易な申請方式の導入 ◆募集回数の集約（2回）による審査の効率化	◆コンビニやディーラーの優先順位の変更	◆既築の分譲集合住宅の管理組合による申請を優先する簡易な申請方式を導入	◆稼働率の把握・公表を促進 ◆引き続き、EVの普及促進及び利便性向上に資する場所への整備を促進

令和6年度補正予算における充電インフラ事業分の執行について

- 令和6年度補正予算で360億円を措置。このうち、296億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- 一定の基準に基づき受付案件を決定する方式は継続。令和6年度の執行結果を踏まえ、配分額の見直しを行う。
- 募集期間については、事業実施時期の平準化及び余裕を持った審査体制を確保するため、2回に分けて実施する。

令和6年度補正予算の配分

- 予算配分は、現時点での想定であり、今後変更となる可能性がある。
- 令和6年度補正予算で296億円を充電インフラ整備の予算に配分予定。
- 第1期については、合計200億円を配分予定。
- 第2期の配分額については、詳細決定後、改めて公表する。

	急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
第1期	130億円	35億円	35億円	200億円
第2期	詳細決定後、改めて公表			

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途案内する。

		受付期間 (令和7年)	交付決定時期 (令和7年)	実績報告締切
第1期	急速	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年12月末
	普通	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年11月末
第2期	急速	7月	8月～10月	R8年1月末
	普通	7月	8月～10月	R8年1月末

令和6年度補正予算事業の募集（第1期・第2期）概要

- 令和6年度の補助金の結果を踏まえ、より効果的な充電器設置を促進するため、優先順位制の導入や見直し等を行う。

①募集対象

- 募集内容については、以下のとおり。
- 急速充電器と普通充電器を併設置する申請を可能とする。ただし、併設置を行う場合には、「急速」の区分において申請を行うこととし、普通充電器の設置口数の上限は、下表の各設置口数上限を適用する。

種類	募集対象
急速	①高速道路（SA・PA）、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④コンビニ/ディーラー ⑤その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、出力が50kW以上の充電器設置に限る。
普通 (基礎)	①集合住宅（既築分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。 ②その他：集合住宅（既築・新築）、事務所・工場、月極駐車場 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 ・既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ・ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。
普通 (目的地)	原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。 ・駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下） ・駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 （小数点以下の端数は切上げ） ・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。

②優先順位

<急速充電>

- ・①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件決定（令和6年度から継続）
優先順位は、下記の通り変更

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。

<普通充電>

- ・基礎、目的地の区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。（令和6年度から継続）
・基礎については、集合住宅（既築分譲）への整備を促進するため、以下の通り優先順位を設定。

施設区分	優先区分
①集合住宅（既築分譲） ※申請者は、簡易な申請方式を行う管理組合のみに限る	1
②その他（集合住宅、事務所工場、月極）	2

- ・基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時）。
- ・金額の審査を行い、交付決定（随時）。

第1期・第2期募集における補助内容

(単位：万円)

	急速充電器								
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④コンビニ/ディーラー ⑤その他		
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	90kW以上	50kW以上	50kW以上	90kW以上 (公共用)	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1							1/2	
工事補助率	1/1								
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	200 (1口) 250 (2口)	60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	400	280			140	108

	普通充電器			
設置場所	①集合住宅（既築分譲）②その他（集合住宅、事務所工場・月極）、目的地充電			
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント
	6kW以上	6kW未満	—	—
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式 平置き
機器補助率	1/2			
工事補助率	1/1			
機器上限額	35	25	11	7
工事上限額	①95 ②135		①95 ②135	①65 ②135 ①65 ②95

	高圧受電設備・設置工事費 補助率：1/1（上限あり）				
設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
上限額	600	500	400	300	200

※上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。
そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

その他の主な変更点

取組内容

○充電器のOCPP対応について

急速充電（基礎を除く）及び普通充電（目的地）については、持続性を担保するため、充電器本体がOCPP1.6以降に準拠することを補助要件とする。

・①電源on/off機能、②認証機能、③ステータス通知機能、④充電中以外のステータス通知機能、⑤充電開始・停止通知機能
なお、⑥予約及び⑦出力調整の機能については、必須要件ではないが、仮に機能を搭載している場合、OCPPに準拠していることを求める。

・充電器メーカーは、補助対象充電器として執行団体に申請を行う際、OCPP1.6以降に準拠しているかどうかを申告すること。

○普通充電（目的地）の口数制限について

・普通充電（目的地）において、既設充電器も含めた口数の設置が可能としている。口数制限は、申請要件の一つとして定められており、申請時点で満たしていなければならないとされている。

・そのため、申請時点で撤去予定の既設充電器が存在する場合、1箇所における充電器設置口数に含まれるため、申請前に撤去工事を行わない限り、充電器の設置ができない状態であった。

・工事を複数回行うことは、設置場所の施設管理者の負担、設置場所の利用者にも不便、コスト面での非効率、といったデメリットがあるため、申請時点で撤去予定の既設充電器が存在しても、実績報告までに撤去すること及び口数制限の範囲内であることを約束すれば、申請を認める。なお、撤去工事費は補助の対象とはならないため留意すること。

2. 全体のスケジュール

2. 全体のスケジュール はじめに

本事業の目的

補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）等の導入及び燃料電池自動車等に水素を供給する設備（以下、「水素供給設備」という。）の整備を促進することによって、運輸部門における二酸化炭素排出量削減の促進を図ることを目的とする。

- 交付規程においては現在承認前であるため、本日の説明会は事業開始前の概要説明となります。
詳細については、事業開始時にセンターホームページに公開される「申請の手引き」にて確認してください。
- R6年度補正予算は、NeVが執行団体となりますが、R7年度当初予算の執行団体は未定となります。

2. 全体のスケジュール

■ 「第1期」スケジュール（予定）

● 申請期間（予定） 4月25日（金） 17：00 ～ 5月19日（月） 13：00

● 交付決定時期（目安） 6月中旬 ～ 8月上旬

※不備が多い、不備の解消が遅い申請については、上記目安より遅れる場合があります。

● 実績報告期限（予定）

急速充電設備 1月5日（月） 13:00

普通充電設備 12月1日（月） 13:00

■ 「第2期」スケジュール（予定） ※詳細は手引きをご確認ください。

2. 全体のスケジュール

令和6年度補正予算「第1期」「第2期」のポイント

		受付期間 (令和7年)	交付決定時期 (令和7年)	実績報告締切
第1期	急速	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年12月末
	普通	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年11月末
第2期	急速	7月	8月～10月	R8年1月末
	普通	7月	8月～10月	R8年1月末

- 前年度 申請受付期間 3回 実施 ⇒ 申請受付期間 2回 実施 に変更
- 事業実施時期を分けることで、実績報告までの余裕ある期間を確保
- 不備があったものは、不備が解消した順に速やかに受付または交付決定。

3. 各事業の詳細_変更点

■ 普通充電設備（基礎）募集要件について

管理組合が申請する集合住宅（既存分譲）への整備促進のため、優先順位をつけて募集を行います。

種類	募集対象
普通 (基礎)	①集合住宅（既築分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。 ②その他：集合住宅(既築・新築)、事務所・工場、月極駐車場 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 ・既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ・ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。

- 簡易申請方式を導入し申請手続きの簡素化を図るとともに申請時点で交付決定額を予測しやすい制度を導入します。
- ②その他：集合住宅（既存・新築）事務所・工場・月極駐車場：従来通りの申請方式です。
既存分譲の集合住宅はこの優先順位②その他で申請することも可能です。

■ 普通充電設備（基礎）募集要件について

➤ 集合住宅（既存分譲）について

- 「マンション等簡易申請」を利用することで、申請に不慣れな既存分譲マンションの管理組合のため通常マンション設置の申請より優先的に選定されます。

優先枠は、**既存分譲マンションの管理組合が申請者となり、直接充電設備を保有する場合に限られます。**
下記の場合は、優先枠では申請出来ません。



分譲であっても
マンション管理組合が
組織されていない新築物件



賃貸マンション



リース会社や
充電事業法人などが
申請者となる場合

- 「マンション等簡易申請」では、工事申告の入力項目を少なくし、**図面の記載を一部省略**することで、交付申請および**交付審査が簡略化**されます※1。
- 申請時に**補助金交付見込額を把握**することができます※2。

※1．申請された入力情報および提出書類に不備がある場合は審査に時間を要します。

※2．補助金交付上限額は当センターのホームページに掲載の「申請の手引き」にてご案内しています。
平均的な工事費用をもとに交付額を算出しているため、交付決定額を予測することが簡易にできます。
通常より費用が掛かる工事の場合は全額補助できない場合があります。

■ 公共用充電設備のOCPP要件化

- R7年度の補助事業より、急速（基礎を除く）及び普通充電（目的地）に関しては、充電設備本体がOCPP1.6以降に準拠している事が補助要件となります。
- OCPP準拠は充電設備本体が対応していることが必要です。OCPP対応の為に別の機器やサーバーへの接続を前提とするような充電設備はOCPP準拠とはみなされません。
- これら二つの事業に申請を行う場合、OCPP準拠として補助対象機器登録をされている充電設備のみ申請システム上で選択できるようになっています。

- 補助対象機器登録の際、以下機能がOCPP準拠となっていることが必要です。

①電源on/off機能



②認証機能



③ステータス通知機能



④充電中以外の
ステータス通知機能



⑤充電開始
停止通知機能



⑥予約



⑦出力調整機能



⑥予約および⑦出力調整の機能については、必須要件ではありませんが、仮に機能を搭載している場合、OCPPに準拠していることを求めます。

■ 普通充電設備（目的地）募集要件について

種類	募集対象
普通 (目的地)	原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。 ・<u>駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下）</u> ・<u>駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下</u> (小数点以下の端数は切上げ)
	・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。

➤ 口数制限について

- ・申請前に既設は撤去
- ・撤去と設置工事の複数回工事



- ・実績報告までに撤去すること
- ・口数制限の範囲内であること
※撤去工事費は補助対象外



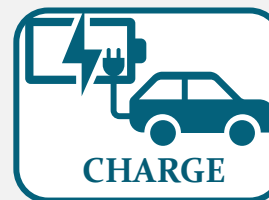
**約束すれば
申請を認めます。**

➤ 路面表示の義務化

- 利便性を向上させる為、公共用の充電設備については、電気自動車用充電設備の路面表示（東京電力登録済み商標に限る）を義務化します。



電気自動車用充電設備の案内表示
普通充電設備案内サイン
(東京電力(株)登録済み商標)



電気自動車充電設備 独自の案内表示 文字による案内表示

※電気自動車用充電器の案内路面表示の新規使用にあたっては、以下サイトよりお申し込み下さい。

東京電力ホールディングス(株) 電気自動車用充電器の案内表示「CHARGING POINT（チャージングポイント）」のご使用について https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html

■ 急速充電設備募集要件について

令和5年10月に経済産業省が策定した充電インフラ整備促進に向けた指針を踏まえて、コンビニやディーラーの優先順位を新たに高くすることとしました。

種類	募集対象
急速	①高速道路（SA・PA）、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④コンビニ/ディーラー ⑤その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、出力が50kW以上の充電器設置に限る。

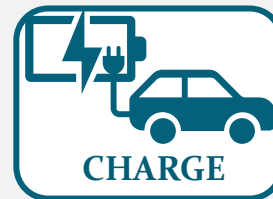
施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」：「7-B」= 2:1に配分し、それぞれで選定する。選定が発生しなかった場合は次の優先順位に充当

- 利便性を向上させる為、公共用の充電設備については、電気自動車用充電設備の路面表示（東京電力登録済み商標に限る）を義務化します。



電気自動車用充電設備の案内表示
急速充電設備用案内サイン
(東京電力(株)登録済み商標)



電気自動車充電設備 独自の案内表示 文字による案内表示

※電気自動車用充電器の案内路面表示の新規使用にあたっては、以下サイトよりお申し込み下さい。

東京電力ホールディングス(株) 電気自動車用充電器の案内表示「CHARGING POINT（チャージングポイント）」のご使用について https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html

■ 急速充電設備募集要件について

➤ コンビニ について

■ 定義：

日本フランチャイズ協会加入法人による直営またはフランチャイズ方式のコンビニエンスストア店舗

（上記に合致しない場合は以下定義）

* 日本標準産業分類及び経済センサス-活動調査に基づく定義に準ずる

- ①主として飲食料品を小売りする事業所 ②セルフサービス方式を採用
- ③営業時間が14時間以上であること ④売場面積が30㎡以上250㎡未満であること



➤ ディーラー について

■ 定義：

自動車メーカー（正規輸入販売元含む）の直営、または直接販売契約を結んでいる法人のうち、**新車を販売する店舗**



※提出資料につきましては、申請の手引きをご確認ください

4. 申請の注意事項

4. 申請の注意事項

➤ 不備について

- 不備とは 申請内容が確定し、選定された申請のうち、入力情報及び提出書類、ならびにその記載内容が適正でないとセンターが判断した状態を言います。
- 不備が解消するまで「受付」にはなりません。不備解消の遅れは交付決定の遅れに直結します。
- R7年度は不備が無い/不備解消が早く行われた申請から優先的に交付決定を行います。

■ 事例

提出書類が整っていない



必要事項不足な書類を添付

要件に合致していない



利用者が実質限定される等、公共用としての要件に疑義

不適正な申請、報告

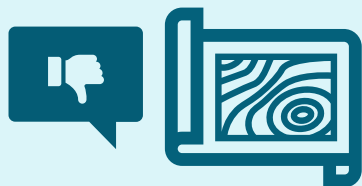


意図的な隠蔽、改変

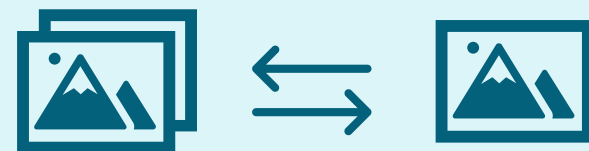
4. 申請の注意事項

➤ 不備事例

1. 提出書類が整っていない



精度の低い図面や必要事項が不足した提出書類

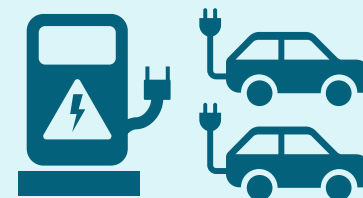


加工されていたり状況が確認できない要部写真

2. 要件に合致していない

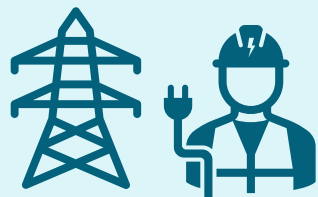


事業要件に疑義のある設置場所への申請



駐車台数や充電スペースと充電設備口数の相違

3. 不適正な申請、報告



未報告の事前工事や未完状態での実績報告



意図的な隠蔽、改変の疑いのある提出書類

4. 申請の注意事項

➤ 減額について

- 審査結果により、申請額及び交付決定額に対し減額となることがあります。
- 記載ミスや過剰申告、不適正な内容の申告を控えていただくことで、申請額、交付決定額に対する減額リスクを減らすことができます。
- 工事施工会社の見積もり/請求内容をしっかり確認し、予め申請者が修正させることで防げる場合もあります。

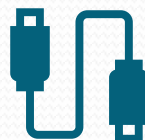
■ 事例

請求書・見積書 記載ミス



計上項目先番号 相違

過剰申告



配線/部材の過剰申告

不適正な計上・請求



不必要な工事の申告

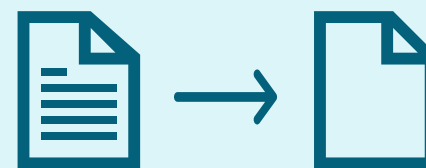
4. 申請の注意事項

➤ 減額事例

1. 請求書・見積書 記載ミス

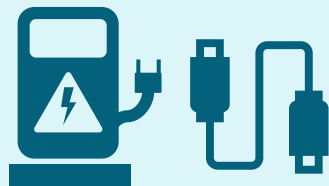


工事内容と異なる費用の申告や計上先番号の違い

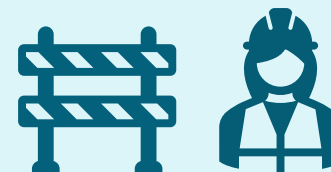


請求書の誤記入による見積書との相違

2. 過剰



配線/配管等の過剰申告



過剰な部材や過剰な人工の申告

3. 不適正な計上、請求



未承認の計画変更の実施や不要な工事の計上



利益等排除の対象となる工事/部材

4. 申請の注意事項

➤ その他注意ポイントについて

1. 計画変更の未提出



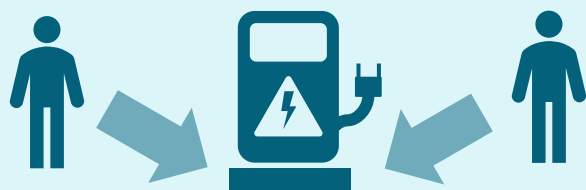
計画変更が申告、承認されないまま変更工事を実施した場合、減額または取消しとなることがあります

2. 申請者による大量の取下げ



選定後の取り下げは補助金執行残に直結し、充電インフラ整備目標の障害となります

3. 重複申請



同一施設に属する設置場所への複数の申請が判明した場合は、選定後であっても受付不可となります

4. 代行者に任せきりの申請



申請は必ず申請者が主体的に行ってください
代行者は手続きの代行のみ認められています

5. 最後に

- 経済産業省は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要であると考えています。車両の普及と表裏一体にある充電インフラの整備を全国各地で促進するため、『2030年までに30万口の充電設備を設置する』という目標を掲げながら、補助事業で支援を行っています。目的をご理解のうえ、適正な活用をお願いいたします。
- 当センターも、円滑な事業運営のため、適切な審査を徹底し、公平性の確保に努めます。
- 申請者の皆様には、事業の趣旨をご理解いただき、要件に則った適正な申請を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。